

「外国為替及び外国貿易法」及び「米国 OFAC」等に基づく 支払等規制について

当金庫では「外国為替及び外国貿易法」（以下、「外為法」という。）及び「米国 OFAC 規制」等の各国関連法規制に基づく経済制裁措置等の確実な実施のため、お客さまの取引が規制対象取引に該当しないことを確認させていただいております。

つきましては、外国為替取引をご依頼の際には、以下の<主な規制対象取引>に記載した外為法や米国 OFAC 規制等の各国関連法規制の対象取引に該当しないこと（もしくは当局による許可・承認を受けていること）等をご確認のうえ、お取引の適法性をご申告くださいますようお願い申し上げます。

各種関連法規制等に抵触する、あるいは抵触する恐れのあるお取引は受付しておりませんので予めご了承ください。

<主な規制対象取引>

外為法に基づく支払等の規制
<p>1. <u>資産凍結等経済制裁対象者との取引</u></p> <p>2. <u>北朝鮮の「貿易に関する支払規制」</u></p> <ul style="list-style-type: none">・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの <p>3. <u>北朝鮮の「資金使途規制」</u></p> <ul style="list-style-type: none">・「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行なわれるもの <p>4. <u>北朝鮮に対する「支払の原則禁止」</u></p> <ul style="list-style-type: none">・人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止 <p>当該措置の対象となる支払は、次の者（規制対象者）を受取人とするもの</p> <p>①北朝鮮に住所・居所を有する自然人 ②北朝鮮に主たる事務所を有する法人その他の団体 ③上記②の法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所 ④上記①又は②により実質的に支配されている法人等 ⑤上記④の法人等の外国にある支店等</p> <p>5. <u>イランの「資金使途規制」</u></p> <ul style="list-style-type: none">・「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの <p>6. <u>ロシア関連</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ロシア、ベラルーシの特定の団体に対する資産凍結等の措置（資産凍結等の対象となっている団体により株式の総数等が50%以上の団体も資産凍結等の対象）・ロシアの特定銀行、ロシア政府等による証券の発行等の禁止措置・ロシア、ベラルーシとの間の特定品目の輸出入、特定団体への輸出の禁止措置・ロシア、ベラルーシ向け特定技術の提供、特定団体への技術提供の禁止措置、ロシア向け特定サービスの提供の禁止措置・ロシアに対する対外直接投資の禁止措置

（裏面につづく）

7. 特定事業パートナーシップ関係送金

- ・居住者による本邦から外国に向けた支払であって、居住者が他の居住者または非居住者と共同で設立する組合その他の団体による外国における特定の業種（※）の事業活動に充てるためのものをいう

※「特定の業種」とは、漁業（水産動植物の採捕の事業）、皮革または皮革製品の製造、武器の製造業、武器製造関連設備の製造業、麻薬等の製造業

<主な規制対象取引>

米国 OFAC 規制

1. 米ドル建取引

①お取引の関係当事者（※）の所在地や、お取引の関係地等（※）に、イラン・イスラム共和国（イラン）、キューバ共和国、北朝鮮、シリア・アラブ共和国（シリア）、ウクライナのクリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれている。

※お取引の関係当事者とは一般的に送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行、船会社、航空会社、輸送船、航空機、荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭所有者、運営者（運営会社）、保証の受益者等を指します。

また、関係地とは、一般的に、原産地、船積地、荷揚地、中継地、最終仕向地、船籍等を指します。

②米国政府により、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として特定されている者（特定されている者が直接・間接問わず50%以上出資する団体等も含む）が、お取引に関係している。

2. 米ドル建ではなくても、上記①または②に該当し、かつ以下に該当する取引

・米国人（米国外の支店・子会社等の法人含む）、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等（非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む）が、お取引に関係している。

3. その他、OFAC が規制対象として指定する取引（二次的制裁の対象）

※お取引のお持ち込みに際しては、次のご申告をお願いいたします。

①お取引目的をご申告いただくとともに、目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、商品の品目、原産地（国名）、船積地域（都市名）、仕向地（国名）（仲介貿易の場合）をあわせてご申告ください。

②お取引が外為法や OFAC 規制等の各国関連法取引に該当しないことをご申告ください。



城北信用金庫

Johoku
Shinkin

（令和5年6月現在）